

寺院教会条例

(一九九一年六月二十九日 条例公示第十四号)

- 改正 ①一九九六・六・二〇条例公示一
②一九九七・六・一三条例公示七
③二〇〇〇・六・二七条例公示一〇
④二〇〇一・六・二九条例公示八

第1章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、普通寺院（以下「寺院」という。）及び教会について定める。

(目的)

第二条 寺院及び教会は、当該寺院又は教会に所属する僧侶及び門徒の聞法の道場として、堂宇を備え、本尊を安置し、教法を宣布し、儀式を執行し、教化に必要な事業を行うことを目的とする。

(教会)

第三条 教会は、次の二種とする。

- 一 直属教会
- 二 一般教会

2 本派が特に指定した教会を直属教会とし、その他の教会を一般教会とする。

(宗教法人)

第四条 寺院は、宗教法人としなければならない。

(賦課金納付義務等)

第五条 寺院及び教会は、本派の護持に任じて賦課金等を納付し、相続講金、同朋会員志金及び懇志金を取り扱う義務を負うものとする。

(備付表簿)

第六条 寺院又は教会には、次に掲げる帳簿を備えこれを整備しなければならない。

- 一 規則及び承認書並びに認証書
- 二 由緒及び沿革の記録、法宝物台帳並びに過去帳
- 三 所属僧侶及び寺族の名簿
- 四 総代及び門徒の名簿
- 五 代表役員及び責任役員の名簿
- 六 責任役員及び総代の会議の議事録並びに事務処理簿
- 七 境内地及び境内建物の図面
- 八 財産目録及び収支計算書
- 九 資産の状況を表す書類
- 十 事業を行う場合におけるその事業及び所属団体に関する帳簿

十一その他重要事項の記録

(助言・相談)

第七条 寺院及び教会の必要に応じて、その適正な運営に資するため、宗務所に助言のための機関を設ける。

第二章 住職、教会主管者及びその代務者

(任務)

第八条 住職又は教会主管者は、寺院又は教会の興隆発展に努め、その機能を発揮させるため、門徒の教化と当該寺院又は教会に所属する僧侶及び寺族の指導の任に当たるとともに、率先して教法を聞信し教学を研鑽しなければならない。

(継承)

第九条 住職又は教会主管者は、先代住職又は教会主管者の卑属系統であつて、当該寺院又は教会に所属する教師がこれを継承するものとする。ただし、寺院又は教会は、特別の事情により卑属系統の中から継承者を選定できないときは、宗務総長の承認を得て、卑属系統によらないことができる。

(任命・住職修習)

第十条 住職又は教会主管者の任命は、当該寺院又は教会の申請により、宗務総長がこれを行う。

2 前項により任命を受ける者には、当該寺院又は教会の総代の代表者とともに、真宗本廟で住職修習を行い、辞令を授与するものとする。

(任命申請・その特例)

第十一条 住職又は教会主管者が欠けたときは、遅滞なく後任者の任命を申請しなければならない。

2 故なく前項の申請を遅滞したとき又は特別の事由があるときは、宗務総長は、申請を待たずに住職又は教会主管者を任命することができる。

3 直属教会の教会主管者は、申請によらないでこれを任命する。

(代務者)

第十二条 住職又は教会主管者が次の各号の一に該当するときは、住職代務者又は教会主管者代務者（以下「代務者」という。）を置かなければならない。

一 住職又は教会主管者が欠けた場合において、すみやかに後任者の任命を申請することができないとき。

二 病気その他の事由により三カ月以上その職務を行うことができないとき。

2 代務者の任命は、当該寺院又は教会の申請により、宗務総長がこれを行う。

3 前条第二項の規定は、代務者の任命に準用する。

(代務者の職務)

第十三条 代務者は、住職又は教会主管者に代わって、その職務のすべてを行う。ただし、条例で別段の定めがある場合は、この限りではない。

(代務者の任期)

第十四条 代務者の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

(代務者の退任)

第十五条 代務者は、その置かなければならない事由が消滅したときは、直ちに退任しなければならない。

(代務者の限界)

第十六条 代務者は、その寺院又は教会の世代に入ること及びこれに専属する利益を享有することはできない。ただし、寺族である場合には世代に入ることを除くの外この限りでない。

(差免等)

第十七条 宗務総長は、住職、教会主管者又はその代務者をはなはだしく不適任と認めるときは、その変更を命じ、又は差免し、新たに任命することができる。

2 前項の処分を受けた者で異議のある者は、審問院に異議の申立をすることができる。ただし、処分を受けた日から一カ月を経過したときは、この限りでない。

(副住職・副教会主管者)

第十八条 寺院又は教会は、宗務総長の承認を得て、副住職又は副教会主管者一人を置くことができる。

2 副住職又は副教会主管者は、その寺院又は教会に僧籍を有する教師でなければならない。

3 副住職又は副教会主管者は、住職又は教会主管者を助け、当該寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

(候補衆徒)

第十九条 寺院又は教会は、住職又は教会主管者の後継者をあらかじめ定めておくことができる。この場合、住職又は教会主管者は、当該寺院又は教会に所属する満十八歳以上の僧侶の中から一人を選定して、申請により宗務総長の承認を受けなければならない。

2 前項の選定は、第九条本文に規定する寺院又は教会にあっては、当該住職又は教会主管者の卑属系統の中から行わなければならない。

3 第一項に定める後継者を候補衆徒と称する。

第三章 坊守

(定義)

第二十条 住職又は教会主管者の配偶者を坊守、前住職又は前教会主管者の配偶者を前坊守と称する。

2 女子である住職の配偶者については、坊守に関する規定は適用しない。

(坊守籍簿)

第二十一条 坊守及び前坊守は、申請により宗務所の坊守籍簿に登録されるものとする。

2 坊守籍簿に登録されない者は、坊守の待遇を受けることができない。

(任務)

第二十二条 坊守は、住職の職務の本義を領解して、住職とともに教法を聞信し、所属門徒との交流を緊密にして、寺院又は教会の興隆発展に努めなければならない。

第四章 寺族

(資格)

第二十三条 寺族とは、次の各号の一に該当するものをいう。

一 住職又は教会主管者及び前住職又は前教会主管者

- 二 候補衆徒
 - 三 坊守籍簿に登載されている者
 - 四 住職又は教会主管者及び前住職又は前教会主管者とそれぞれ同じ戸籍にある者
 - 五 住職又は教会主管者の直系一親等の血族で、当該寺院又は教会に僧籍を有する者及びこれと同じ戸籍にある者で当該寺院又は教会に僧籍を有する者
 - 六 住職又は教会主管者と同居する二親等以内の血族及びその配偶者
 - 七 前各号以外のもので寺族、責任役員及び総代の同意を得た者
- 2 寺族は、寺族名簿に登録されなければならない。
 - 3 寺族名簿の登録は、住職又は教会主管者が行う。

(任務)

第二十四条 寺族は、住職又は教会主管者を助けて寺院又は教会の興隆に努めなければならない。

(寺族の代表者)

第二十五条 住職又は教会主管者が欠けたときは、その配偶者が寺族の代表者となる。

- 2 前項の配偶者がいないときは、満二十歳以上の候補衆徒が寺族の代表者となる。
- 3 前二項によることができないとき又は止むを得ない事情があるときは、満二十歳以上の寺族が互選し、責任役員及び総代の同意した者を代表者とする。

第五章 法人の手續

(宗務総長の承認)

第二十六条 寺院又は法人である教会（以下「法人教会」という。）の設立、移転、合併及び解散並びに当該寺院又は教会の規則（以下「規則」という。）の制定及び変更については、所轄庁にその認証申請をするに先立って、規則の定めるところにより、あらかじめ責任役員及び総代の定数の全員の同意を得て、法令の定める書類に本章の当該各条に定める書類を添付した申請書を宗務総長に提出して、その承認を得なければならない。ただし、設立及び規則制定の場合に限り、責任役員及び総代に関しては、その就任を予定されている者をもってこれに代えることができる。

(設立)

第二十七条 寺院又は法人教会の設立について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める規則の制定に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 設立に至るまでの沿革書
- 二 御本尊及び御影安置承認願
- 三 誓約書
- 四 資産の状況を示す書類
- 五 設立当初二カ年の収支予算書
- 六 門徒名簿
- 七 設立地付近の宗教情勢を示す書類
- 八 住職又は教会主管者の任命申請書
- 九 その他必要な書類

(移転)

第二十八条 寺院又は法人教会の移転について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定め

る規則の変更に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 門徒の三分の二以上の同意を得たことを示す書類
- 二 移転により所属組の変更を生ずる場合には、当該組長の同意書
- 三 現在の門徒の所属を示す書類
- 四 現在の資産の処分を示す書類
- 五 移転先の土地及び建物等の状況を示す書類
- 六 移転地付近の宗教情勢を示す書類
- 七 その他必要な書類

(合併)

第二十九条 寺院又は法人教会の合併について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める規則の制定に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 合併理由書
- 二 合併契約案又は条件を示す書類
- 三 財産目録及び事業にかかる貸借対照表
- 四 合併により解散する寺院又は教会の御本尊及び御影等の奉安願書
- 五 合併により解散する寺院又は教会の所属僧侶帰属予定書
- 六 合併により解散する寺院又は教会の所属門徒帰属引受書
- 七 門徒の三分の二以上の同意を得たことを示す書類
- 八 その他必要な書類

(解散)

第三十条 寺院又は法人教会の解散について宗務総長の承認を求める申請書には、法令に定める解散に必要な書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 解散理由書
- 二 御本尊並びに御影等の奉安に関する承認願書
- 三 所属僧侶帰属予定書
- 四 所属門徒帰属引受書
- 五 門徒の三分の二以上の同意を得たことを示す書類
- 六 その他必要な書類

第六章 財務

(財産の種別・管理)

第三十一条 寺院又は教会の財産は、特別財産、基本財産及び普通財産に区分して管理しなければならない。

(特別財産)

第三十二条 特別財産は、総代の同意を得て法宝物又は宝物として設定した財産とする。

2 特別財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、総代の同意を得て、宗務総長の承認を受けたときは、この限りでない。

(基本財産)

第三十三条 基本財産は、不動産、有価証券、現金及び預金について、総代の同意を得て、設定

した財産とする。

2 基本財産たる現金は、有価証券に替え、又は信託にし、若しくは信用がある銀行等に預けて、保管しなければならない。

3 基本財産を貸付け、交換し、売払い、譲渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。ただし、これを交換し、売払い、譲渡し、又は担保に供する場合には、更に、宗務総長の承認を受けなければならない。

(普通財産)

第三十四条 普通財産は、特別財産及び基本財産以外の財産、基本財産から生ずる果実並びに一般の収入とする。

2 普通財産たる不動産を貸付け、交換し、売払い、譲渡し、若しくは出資の目的とし、又はこれにこの法人以外の私権を設定しようとするときは、総代の同意を得なければならない。

(保証の禁止)

第三十五条 寺院又は教会は、保証をすることができない。

(予決算等)

第三十六条 寺院又は教会は、毎年度の歳入歳出の予算を編成し、決算書を作成しなければならない。

(経理の原則)

第三十七条 住職及び教会主管者又はその代務者は、総代と協力して、当該寺院又は教会の経理の適正を図らなければならない。

第七章 補則

(設立の条件)

第三十八条 寺院又は法人の教会を設立しようとする者は、設立前一年以上にわたって、本派が定める礼拝の施設を備え、儀式を執行し、教法を宣布し、条例及び法令の規定に適合する実績を有するものでなければならない。

附 則

1 この条例は、一九九一年六月三十日から施行する。

2 寺院教会条例（一九四八年条例第二十三号）は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に存する寺院及び教会は、この条例による寺院及び教会とみなす。

4 この条例施行の際、住職及び教会主管者並びにその代務者である者は、この条例による住職及び教会主管者並びにその代務者とみなす。この場合、代務者の任期は、従前の任期を通算する。

5 この条例施行の際、現に副住職及び副教会主管者である者は、この条例による副住職及び副教会主管者とみなす。

6 この条例施行の際、現に候補衆徒である者は、この条例による候補衆徒とみなす。

7 この条例施行の際、現に坊守である者は、この条例による坊守とみなす。

8 この条例施行の際、現に提出されている申請書及び届は、この条例による申請書及び届とみなす。

9 第九条第二項の規定により住職に就任した者は、堂姓法衣条例廃止に伴う臨時措置条例（一

九九一年条例公示第二十号) 第四条第二項及び教師条例 (一九九一年条例公示第十七号) 附則第五項の規定の適用を受けないものとする。

10 開教条例 (一九八九年条例公示第五号) 第五条第一項中「寺院教会条例 (一九四八年条例第二十三号)」を「寺院教会条例 (一九九一年条例公示第十四号)」に改める。

11 被包括関係設定に関する特別措置条例 (一九八八年条例公示第八号) 第一条中「寺院教会条例 (一九四八年条例第二十三号。以下同じ。)」を「寺院教会条例 (一九九一年条例公示第十四号。以下同じ。)」に改める。

附 則 (一九九六年六月二〇日条例公示第一号)

1 この条例の施行期日は、この条例成立の日から一年以内の期日に、宗務総長が達令で定める。

2 この条例施行の際、現に宗教法人「真宗大谷派」が包括する法人の規則第六条に規定する「男子たる教師」については、当分の間その規定にかかわらず「教師」と読み替えるものとする。

3 寺院又は教会が、住職又は教会主管者の任命申請を行う場合には、申請に先立ってあらかじめ当該寺院又は教会の前項に関する規則変更を完了しておかなければならない。ただし、やむを得ない事由により、あらかじめ規則の変更ができない寺院又は教会は、住職又は教会主管者の任命後一年以内に規則変更を完了しなければならない。

4 この条例施行の際、現に住職である者は、この条例による住職とみなす。

5 この条例施行の際、現に候補衆徒である者は、この条例による候補衆徒とみなす。

6 この条例施行の際、現に坊守である者は、この条例による坊守とみなす。

7 この条例施行に必要な候補衆徒及び坊守に関する経過措置は、達令で定める。

附 則 (一九九七年六月一三日条例公示第七号) 抄

この条例は、新条例施行の日に施行する。

附 則 (二〇〇〇年六月二七日条例公示第一〇号)

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 寺院教会条例の施行に関する臨時措置条例 (一九九七年条例公示第七号) は、廃止する。

附 則 (二〇〇一年六月二九日条例公示第八号)

1 この条例は、公示の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に提出されている任命願書は、この条例による任命申請書とみなす。